

都内介護付有料老人ホーム設置者 各位

東京都福祉局高齢者施策推進部施設調整担当課長

令和7年4月における（介護予防）特定施設入居者生活介護の
加算に関する届出に係る留意事項について

日頃は、東京都における高齢者福祉施策に御協力いただき有難うございます。

さて、令和6年度介護報酬改定に伴い、令和7年4月から経過措置期間が終了し、新たに届出が必要な加算等がありますので、下記ご確認いただき、対象の事業者になされましては、手続きの漏れがないようお願いいたします。

記

1 短期利用を算定されている事業所の身体拘束廃止未実施減算について

令和6年度介護報酬改定により短期入所型のサービス等について身体拘束廃止未実施減算が新設され、令和6年4月1日から令和7年3月31日までは経過措置期間とされてきました。

令和7年4月からは、特定施設入居者生活介護（短期利用型）のサービスについて、身体拘束廃止の取組の有無について届出がない場合、「1減算型」が初期値として登録され、4月から身体拘束廃止未実施減算が適用されます。

つきましては、特定施設入居者生活介護の短期利用を算定している事業所で、減算に該当しない事業所は必ず「2基準型」を選択して届出を行ってください。

令和7年4月から基準型を適用するための届出〆切は、**令和7年4月1日（火曜日）**となります。

※現在、特定施設入居者生活介護（短期利用型）を算定していない事業所は、特段の届出は必要ありません。

2 サービス提供体制強化加算の届出について

標記加算につきましては、前年度の実績により算定の可否を決定いたしますので、令和7年度算定に係る要件については、令和6年度末までに実績を確認したうえで、下記手続きを行ってください。

① 継続事業者（※１）

令和７年度も引き続き標記加算を算定する事業者は、別紙「参考計算書」（※２）により令和６年度４月から２月までの実績の確認を行ってください。その結果、次の２点のいずれかに該当する場合は、令和７年４月１日（火曜日）までに加算の取下げ又は算定区分の変更に係る都への届出（※３）が必要です。

（１）当該加算が算定できないことが判明した場合

（２）異なる区分の算定を行う場合

なお、別紙により令和６年度の実績の確認を行った結果、令和６年度中に届出を行った標記加算の区分と同一の区分で、令和７年４月以降も引き続き算定する場合、届出は不要です。

※１：令和６年度中に既に標記加算の届出を行い、令和７年度も標記加算の算定を継続する予定の事業者

※２：当該様式は、東京都福祉局ホームページの下記リンクに３月中旬に掲載予定です。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/yuuryou/youshiki.html#cms19F46>

（東京都福祉局 ⇒高齢者⇒高齢者施設⇒有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）⇒様式等 ⇒７加算届）

※３：届出様式は、上記リンクにあわせて掲載していますので、ご参照ください。

② 新規・再開事業者（前年度実績が６か月未満）

新たに事業を開始又は再開した事業者で前年度の実績が６か月に満たない事業者は、届出日の属する月の前３か月分を常勤換算方法により算出した平均を職員の割合とします。

したがって、新たに事業を開始又は再開した事業者は、４か月目以降に標記加算の届出が可能になります。

３ その他令和７年４月から適用する加算について

すべての加算について、適用開始月の１日付けが締め切りとなります。令和７年４月適用の加算については、令和７年４月１日（火曜日）までにご提出ください。

【お問合せ先・届出提出先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目８番１号 都庁第一本庁舎 26 階中央
東京都福祉局 高齢者施策推進部 施設支援課 有料老人ホーム担当
TEL：０３－５３２０－４２９６